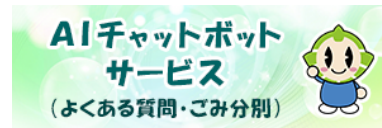


[暮らし・手続き](#)[子育て・教育](#)[健康・福祉](#)[観光・産業](#)[市政情報](#)[事業者の方へ](#)[現在地](#) [トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [市民環境部](#) > [環境対策課](#) > [人と猫が幸せに暮らしていくために](#)

人と猫が幸せに暮らしていくために

見つからないときは

ページID : 0032951
更新日 : 2022年12月5日更新

猫の飼い主の皆さまへのお願い

動物の飼い主には、その動物が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責務があることが動物愛護管理法に明記されています。“ペットを迎え、正しく飼い、そして見送る”飼い主の心構え次第でペットの生涯は大きく変わります。

🐾 終生飼養をしましょう！

猫を一度飼い始めたら、最期までその命に責任を持つことが飼い主の責務です。必ず「猫の命が終えるときまで飼うことが可能である」という環境を整えましょう。

🐾 飼い主の明示をしましょう！

「飼い猫がうっかり外に出てしまい帰ってこない」という相談が寄せられることがあります。迷子札をつけていれば、大切な猫が帰ってくる大きな手がかりになります。また、令和4年6月1日より改正動物愛護管理法が施行され、飼い猫へのマイクロチップの装着が努力義務となりました。万が一のときに大切な猫が帰ってくる手がかりになるため、迷子札やマイクロチップなどを装着し、飼い主の明示をしましょう。

🐾 室内飼養に努めましょう！

猫は、上下運動やリラックスできる場所を用意するなど、心理的、肉体的なストレスを与えないように配慮すれば室内で飼うことが可能とされています。室内飼養には、飼い猫の安全を守るだけでなく、「外で迷子にならない」「繁殖で野良猫を増やさない」「近所に迷惑をかけない」など、多くのメリットがあります。

🐾 不妊去勢手術を検討しましょう！

病気やケガには、繁殖行動や性ホルモンに関係しているものが多くあります。不妊去勢手術により多くの病気のリスクが軽減され、より健康に長生きすることができると言われています。また、発情期特有の大きな鳴き声や、オスのスプレー（マーキング）行動が少なくなります。万が一外に出てしまったときの予期せぬ繁殖行動や妊娠を防ぐためにも、不妊去勢手術を検討しましょう。

飼い主のいない猫について

🐾 飼い主のいない猫への無責任なエサやりはやめましょう！

飼い主のいない猫を見かけたとき、優しさからエサやりをすると、集まる猫によっては近隣のかたが迷惑を受け、トラブルになることがあります。また、不妊去勢手術をしていないと、繁殖行動により子猫が生まれ、飼い主のいない猫がさらに増えてしまいます。

🐾 やむをえず、飼い主のいない猫にエサを与える場合は、次のことを守りましょう！

- ・近隣へ周知し、理解を得る。
- ・時間を決めてエサを与え、置きエサはしない。
- ・不妊去勢手術を行う。
- ・トイレの設置、排せつ物の回収を行う。 など・・・

【TNR活動】について

本市では、飼い主のいない猫によるさまざまな問題に対し、まずは猫を増やさないために「TNR活動」を実施し、一代限りの命を見守ることが有効であると考えています。

このことから、本市では・・・

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

●飼い主のいない猫のTNR活動を行うボランティア団体等に、無料で不妊去勢手術が受けられるチケットを交付する支援をいたしますので、詳しくは環境対策課までお問い合わせください。

*一部自己負担が生じる場合があります。

*交付には、交付条件に同意の上、申請が必要です。

*申請多数の場合は交付を受けられない場合があります。

●公益財団法人どうぶつ基金 [リンク先](#)

<https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/story/> <外部リンク>

参照：環境省「動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました（一般飼い主編）/猫の適正譲渡ガイドブック/住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン/(環境省告示)家庭動物などの飼養及び保管に関する基準

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた基本指針

本市では、動物の命の尊厳を守ることを通じて、社会における生命尊重の涵養を図るとともに、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を目指し、以下の基本方針に基づき取り組みを進めてまいります。

[「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた基本指針 \[PDFファイル/120KB\]](#)

このページに関するお問い合わせ先

[環境対策課](#) 代表

〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地

Tel：0745-44-3306 Fax：0745-78-3830

[メールでのお問い合わせはこちら](#)



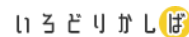
PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料）

ツイート

いいね!

シェアする

LINEで送る



香芝市はSDGsに取り組んでいます。

香芝市役所 法人番号5000020292109

〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地

Tel:0745-76-2001(代表) Fax:0745-78-3830

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

行政窓口:月曜日から金曜日 8時30分から17時15分(祝日・年末年始を除く)

[サイトマップ](#) | [リンク・著作権・免責事項](#) | [個人情報保護](#) | [アクセシビリティ](#)

